

新潟市立乳児院想定職員数

	人数	備考
施設長	1	新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第30条に該当する者
事務員	1	定員100人未満は1人
保育士	10	2歳未満児:1.3人につき職員1人 2歳児:2人につき職員1人 3歳以上児:3人につき職員1人 看護士が必要数(2名)確保されていれば、ほかは保育士または児童指導員とする。 ただし、この定数の他、保育士を1人以上置かなければならない。(10人に含む)
家庭支援専門相談員(主任) (※)	1	虐待等の家庭環境上の理由により入所している児童の保護者等に対し、児童相談所との密接な連携のもとに電話、面接等により児童の早期家庭復帰、里親委託を可能とするための相談援助等の支援を行う。 【資格要件】家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設等において児童の養育に5年以上従事した者又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第13条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならない。
個別対応職員(被虐待児対応) (※)	1	虐待を受けた児童等の施設入所の増加に対応するため、被虐待児等の個別の対応が必要な児童への1対1の対応、保護者への援助等を行う職員を配置し、虐待を受けた児童等への対応の充実を図ることを目的とする。
小規模グループケア専任職員	4	小規模グループケアを行う場合は、専任の職員として各グループにつき児童指導員又は保育士1名及び管理宿直等職員(非常勤可)を置く。 管理宿直職員は、管理宿直を行う職員の配置のほかに、繁忙時間帯の家事支援を行うパートタイム職員の配置にも活用できる。(小規模グループケア 2か所を想定)
児童指導員又は保育士	1	定員35人以下の施設において、児童指導員及び保育士が交付要綱の職種別職員定数表に掲げられている定数並びに前記職員配置の乳児、1歳児、2歳児及び年少児の定数を満たしており、かつ、それ以外に児童指導員又は保育士が置かれている場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。
栄養士(※)	1	
調理員(※)	4	定員30人未満の場合4人。 調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。
嘱託医(※)	1	小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医
心理療法担当職員	1	心理療法担当職員は、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)に規定する大学を含む。以下同じ。)において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
児童指導員	任意	非常勤職員(保育補助、清掃、洗濯等)
合計	26	

※ 配置義務あり「新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」